

ヒアリング実施要領

- 1 実施日時 令和5年8月21日(月)
※時間については、別途通知する。
- 2 実施場所 別途通知する。
- 3 実施内容
 - (1) 受付
応募者は、ヒアリング(プレゼンテーション)開始10分前までに受付を行うこと。
 - (2) 提案者
ヒアリング(プレゼンテーション)の出席者数は3名以内とする。
 - (3) 時間
プレゼンテーションの制限時間は、20分以内とし、説明終了後、選定委員から提案内容に関する質疑応答を10分程度行う。
 - (4) 説明資料等
プロジェクター使用による説明は認めるが、企画提案書の内容に沿ったものに限るものとする。
その他の視聴覚機器の使用や資料配布はできない。
また、プロジェクター等を使用する場合は、事前に市に相談すること。
 - (5) その他
応募者から選定委員に対する質問は認めない。